

令和8年度

山形県米沢市

おためし暮らし体験プログラム

趣旨

米沢市への移住を検討している方や、米沢市での生活を体験してみたい方に対し、宿泊料と一時預かり保育料を補助します。

受け入れ組数には上限がありますので、お早めにお申し込みください。

※予算が無くなり次第終了となります。ご了承ください。

対象（下記すべてに該当する方）

- おためし滞在開始前に申請し、米沢市移住担当者の確認を受けた方
 - おためし滞在開始前に米沢市の移住担当者との相談を行った方
 - 米沢市での滞在期間中に、地域活動への参加、移住相談または、生活環境の確認等を目的とした活動ができる方
 - 宿泊数に応じて設定をした地域の体験活動に参加できる方
- ア 1泊から2泊まで 1回以上
イ 3泊から5泊まで 2回以上
ウ 6泊から9泊まで 3回以上

選べる2プラン！

【プランA：農家民宿にホームステイ（朝・夕食付き）】

【プランB：選べる滞在先】市内ホテルや旅館等

・【プランA】と【プランB】併用可能

※原則、1回のご利用あたり2泊3日～5泊6日まで
（同一年度中に最大9泊10日まで利用可能）

・一時預かり保育を希望する場合、両プランで利用可能です。

実施までの流れ

- ①申込みフォームより申し込み→担当者より確認メールを送ります。
- ②事前ヒアリング（電話30分程度）
- ③担当者と滞在中のスケジュール調整（メール等）
- ④おためし暮らし当日
- ⑤事後アンケートへの回答や必要書類の提出

プランA 農家民宿にホームステイ

①対象経費

・宿泊費（1泊2日または2泊3日分）

②補助金額

・農家民泊の宿泊料（同一年度で2泊3日まで）

③必要項目

申請フォームの入力/滞在を証明する写真/現地活動報告フォームの入力

宿泊料と
朝夕の
食事無料



農家民泊で農業体験の様子

プランB 選べる滞在先

①対象経費

・市内宿泊施設の宿泊費

※宿泊料とは標準的な食事付きの料金（朝食のみ食事無なし）とし、追加料理、サービスまたは付帯施設の利用料金等は含まれません。

②補助金額について

「1泊4,000円」又は「宿泊料の2/3」のどちらか低い額が1泊の補助額です。（1人当たり）

※100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

③必要項目

申請フォームの入力/宿・口座情報フォームの入力/滞在を証明する写真/現地活動報告フォームの入力/現在お住まいの住民票の提出/対象経費のわかる領収書等の提出

【補助金額の一例】

1人1泊9,000円のホテルに、3名で2泊しました。
通常の支払いの合計は54,000円ですが…

9,000円の2/3は「6,000円」で上限の4,000円を超えるため、補助額は4,000円になります。

したがって、4,000円×3名×2泊＝【補助額】24,000円となります。

宿泊費の補助を活用することで、滞在費用にゆとりが生まれますね。

その分を、交通費や現地での食費、体験に充てるなど、有効活用していただき、米沢の暮らしを体感してください♪



米沢市地域おこし協力隊 伊藤

一時預かり保育について

おためし暮らしでは、ご希望をする場合、一時預かり保育利用料の一部を補助します。

①対象経費

- ・指定の保育園の一時預かり保育料

②補助金額

- ・一時預かり保育利用料

未就学児1人1回当たり2,000円または保育料の2/3どちらか低い額が補助額です。

※10回分までに限る。

③必要項目

- ・オモテ面記載の【プランB】と同様のもの
- ・世帯員全員の住民票
- ・保育園の領収書

指定の保育園について

おのがわ保育園ドレミ館	米沢市小野川町1770-1
青空保育たけの子	米沢市大字上新田1166
おひさまえん	米沢市直江町4-14

※各園で休園日が異なるため、詳細はお問い合わせください。

Q & A

Q1. 宿泊施設の予約は自由にできますか？

A1. 利用するプランによって異なります。

- ・プランAの場合：市が農家民宿側と日程などを相談して決定します。
- ・プランBの場合：ご自身で好きな市内の宿泊施設をご予約いただきます。（※旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がなされている施設に限る。）

Q2. 宿泊数や人数に制限はありますか？

A2. 1人あたり年間で最大「9泊10日」まで、ですが、原則1回の利用あたり2泊3日～5泊6日を上限とします。

※ただし、市長が必要と認める場合は1泊から9泊まで利用可能

人数制限はありませんが、多くの方に体験をしていただくための制度です。観光目的や、常識の範囲を超えた大人数でのご利用はお控えください。

Q3. 米沢までの交通費や、ご飯代は出ますか？

A3. 原則として「自己負担」となります。ただし、「プランA：農家民宿にホームステイ」をご利用の場合に限り、滞在中に提供される【朝食・夕食】の費用はプランに含まれておりますので、ご負担はありません。

往復の交通費や、滞在中のお食事代、レンタカー代などは補助の対象外です。

Q4. 予約をキャンセルした場合はどうなりますか？

A4. 各宿泊先の規定に基づき、キャンセル料をお支払いください。

自己都合でのキャンセルはもちろん、農家民宿側のやむを得ない都合で泊まれなくなった場合の交通費等のキャンセル料についても、市では負担できません。

Q5. 農家民宿に泊まる予定が、宿の都合でダメになったら？

A5. ホテル宿泊への切り替えが可能です。

農家民宿側の都合で泊まれなくなった場合は、ホテル泊（プランB）の補助に切り替えるかどうかをご判断いただきます。その際の補助金は、【プランB：市内ホテル宿泊】により算定した額となります。ご了承ください。

Q6. 滞在中に仕事（テレワーク・リモートワークなど）はできますか？

A6. 可能です。ただし滞在中は、事前に本市と調整したおためし暮らしのスケジュール（地域案内や移住相談、現地体験など）を優先していただきますようお願いいたします。

問合せ先

米沢市地域振興課 地域振興担当
〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号
✉chiiki-t@city.yonezawa.lg.jp
☎0238-22-5111（内線2805）

米沢住ウェブサイト



おためし暮らし
申し込みフォーム

